

第2期高松市中心市街地活性化基本計画

—にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して—



香川県高松市

平成25年6月

平成25年	6月28日	認定
平成27年	3月27日	変更
平成28年	3月15日	変更

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1]高松市の概況	1
[2]中心市街地の特性と課題	2
[3]地域住民のニーズ等の把握・分析	23
[4]旧中心市街地活性化基本計画(第1期計画)の検証	34
[5]中心市街地活性化に向けた主な課題	44
[6]中心市街地活性化に関する基本的な方針	45
2.中心市街地の位置及び区域	
[1]位置	47
[2]区域	49
[3]中心市街地要件に適合していることの説明	50
3.中心市街地の活性化の目標	
[1]高松市中心市街地活性化の目標	57
[2]計画期間	57
[3]数値目標	57
[4]具体的な数値目標の考え方	59
4.市街地の整備改善	
(土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項)	
[1]市街地の整備改善の必要性	69
[2]具体的事業の内容	70
5.都市福利施設の整備	
(都市福利施設を整備する事業に関する事項)	
[1]都市福利施設の整備の必要性	76
[2]具体的事業の内容	77

6. 街なか居住の推進

(公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項)

- [1] 街なか居住の推進の必要性----- 85
- [2] 具体的事業の内容 ----- 86

7. 商業の活性化

(中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項)

- [1] 商業の活性化の必要性 ----- 91
- [2] 具体的事業の内容 ----- 92

8. 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進

(4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項)

- [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 ----- 98
- [2] 具体的事業の内容 ----- 99

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 ----- 102

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 市町村の推進体制の整備等 ----- 103
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 ----- 106
- [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 ----- 111

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- [1] 市町村の推進体制の整備等 ----- 116
- [2] 都市計画手法の活用 ----- 118
- [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 ----- 119
- [4] 都市機能の集積のための事業等 ----- 121

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

- [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 ----- 123
- [2] 都市計画との調和等 ----- 125
- [3] その他の事項 ----- 127

12. 認定基準に適合していることの説明 ----- 128